

古記録にみえる室町時代の患者と医療 (一)

—『看聞御記』嘉吉元年入江殿闘病記録から—

水 谷 惟 紗 久

一 問題の所在

日記類などの古記録を用いて過去の医学・医療の実情を探ろうとする研究は、これまでも多くの先学による試みがある。たとえば、山崎佐の研究⁽¹⁾では、論の大半の典拠を古記録類によっており、服部敏良⁽²⁾は古記録からの考察を独立の項目として扱っている。

古記録の史料としての価値は、点として表出してくる事象の前後の事情を伝えてくれるということにある。医師から患者に対して、また患者から医師に対して出された手紙、そして古記録自体から疾病と医療の事例が与えられることがあるが、その時期の、できれば複数の古記録を何日分かにわたって日を追って検討することにより、患者と、それとよりまく看病が生きたものとして明らかにしうるのである。

そこで、医史学の多くの研究では疾病と治療の事例を探す手段として用いられてきた古記録を、もう少し広い闘病記録としてとりあげることによって当時の医療のありかたを明らかにしようとするのが今回の試みである。その過程で病に対して彼らがどのような態度で接したかをみていくことになる。

本論文は、主に人名比定によって医療のありかたを検討する作業を展開していくために、傍証史料から闘病記録を補完しやすいたが求められる。そのため、人名比定がしやすい京都の公家の記録であることが条件であった。とりわけ、同時期の記録が比較的多く残存する時代の記録を扱う必要があったのである。

したがって、本論文では十五世紀中葉の『看聞御記』を扱うことにする。この時期には多くの傍証史料が残存しており、その中でも、事物をくわしく記録した『建内記』などを有力な傍証として用いることができるためである。また、同じ病にかかった人が、そのような同時期の別の記録にみられれば、対応を比較検討することで論を進めることができる。今回扱う闘病記録はそれが可能であると判断した。

人名比定を重くみたのは、どのような人物がどういったありかたで闘病、医療をしていたかを知ることによって、当時の社会状況をからめて考察することが可能となるからである。具体的には以下のことを明らかにするつもりである。なお、本論文では祈禱による医療を祈療とし、薬などを用いる医療を治療と呼ぶことにする。

(1) これまで半井、丹波、坂、竹田などの著名医家の人名比定が行われてきたが、⁽³⁾それらが貴顕を診察、治療する場合に、どのような方法で患者のもとに派遣されたか明らかにはなっていないかった。公家社会とそれらの医師との関係、派遣のありかたについて考察する。

(2) 室町時代の記録には祈療のみがみられる場合や、反対に治療のみがみられる場合が、ほぼ同じ身分の同じ疾病に対して確認されることがある。祈療も単純に迷信といえるものではなく、病認識にもとづく体系立った対応であったことは、谷口美樹の研究にも明らかである。⁽⁴⁾では、両者が患者によってどのように選択されるのかを解明する。

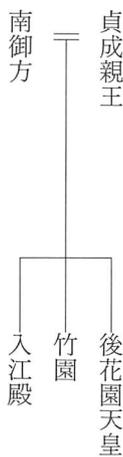
(3) ここで扱いたい『看聞御記』の闘病記録は入江殿の死去で完結し、その際、死にさきだつて別所に移住がなされている。死の直前の患者を別所に移す慣習については、これまで新村拓の研究が扱っているが、⁽⁵⁾ここでも入江殿の死去を素材にして、死の直前にどのような目的でそれが行われたのかを考察する。また、兄弟である禁裏は次第に回復して、

お湯初めという儀礼で完結している。これを合わせて死と回復の儀礼について考察する。

古記録を闘病記録として扱う以上、患者とその周囲のさまざまな属性を捨象して要素に還元するのは不可能である。したがって、複数の闘病記録から特定の事項のみをあげて、それを比較対照するという研究にはしないことにした。しかし、冗長をさけるため記録そのものは箇条書にして提示し、特徴的な事項、および事実関係について考察するという形式をとる。

二 入江殿瘡瘡闘病記録の提示

『看聞御記』(以下、本章では原則的に『看聞御記』の記録名を省略する)は後崇光院伏見宮貞成親王の日記である。四十一巻と別記十三巻からなり、原本は宮内庁書陵部所蔵である。記録自体は応永二十三年(一四一六)正月から文安五年(一四四八)四月まで断続しているが、今回は、主に『統群書類従』本により、嘉吉元年(一四四一)の三月十四日条から断続的に記録されている闘病記録を扱う。また、考察の必要上、同時期中流公家の記録である『建内記』も扱う。これは記主万里小路時房が、当時は退いていたが武家伝奏であった人物で、当該時期も宮中諸行事に意見を求められる立場にいたため、客観的な記録が期待できるからである。患者である入江殿は『看聞御記』記主の貞成親王の女で、性恵上人という。当時の後花園天皇の同じ母の妹にあたる。ここには検討に必要な部分だけを系図でかかげる。



以下闘病を順を追ってみていくが、三月十四日条から六月二十八日条まで長期にわたって記録されているため、論に必要な条文のみを抜粋した。その抜粋した史料の中でとくに読解に必要と思われる事項を日時のあとに示した。以後の

考察には主に傍線部分(A)―(I)の記載を用いる。引用の史料中()は割注、「」は頭書、注筆であることを示す。

①三月十四日条―「南御方入江殿参、方丈御違例、疱瘡云々、此間天下流布、万民病悩、重賢も不漏人数、「此病赤斑□也」仍今日参賀も不参」

(事項) 入江殿疱瘡発する。方丈とは、ここでは三時知恩寺Ⅱ入江殿の住持、皇女性恵上人のことを指す。本論文では入江殿と呼ぶこととする。

②三月十七日条―「南御方、入江殿参、方丈疱瘡以外之間被参、御乳人も此間伺候、此病悩倍增、諸人計会也、新大夫病退出、重賢未本復、無人也(中略)暮南御方被帰、方丈同篇、但今日聊能様也、禁裏一両日聊御蒙氣云々、若流普事歟、医師参進良葉云々」

(事項) 入江殿病状悪化。禁裏をはじめとして多くの患者がいる。計会とはこまったことだという表現である。

③三月二十一日条―「公方明後日御参宮御礼、南御方被参、次入江殿参、方丈御式同篇也、(A)医師自公方被召進、茂成朝臣自是召進、(B)疱瘡快不出現之間、如此同篇之由申、禁裏御疱瘡已出現云々、驚入之由申入(中略)(C)今日稻荷祭也、銚不渡、町人共、二神崇嚴密之間俄経營結構云々」

(事項) 公方、伏見宮より医師が派遣される。町人にも流行しているらしく、稻荷祭を急に行うことになった。

④三月二十七日―「南御方入江殿参、方丈御式同篇、心苦敷躰也、禁裏次第御減気云々、珍重也」

(事項) 入江殿病状変化なし。天皇は回復に向かう。

⑤三月二十八日条―「(D)入江殿御祈、伊勢(高橋)御湯立今日被行、有吉瑞相目出之由被申、今日ハ聊能様ニ見直申云々、(E)自内裏美物濟々(九種)給、畏悦、良葉照善持参、竹園同進」

(事項) 入江殿平癒の祈禱が行われる。竹園というのは皇室関係の人物の広い名称である。同時期には『建内記』六月

十九日条に「竹園」がみられるが、彼は仁和寺殿門跡、後小松天皇猶子、承道法親王であつて崇光院流の人ではなく、しばしば貞成親王が記録するとは考えにくい。ここでの竹園は記録中の扱いから考えて、伏見宮の家督となる貞常親王であろう。

⑥四月二日条―「赤斑瘡女中共病惱、無人計会也、(近衛、春日、右近衛督、新大夫、局女共也、隆富朝臣も病不参)」

(事項)多数の人が病中にあることを記録。ここでは宮中に出仕すべき人びとが病のためにいなくなっている。当時「天下流布」というありさまであつたこの病は、①では疱瘡、⑥では赤斑瘡とされている。①の条文には本文で「疱瘡云々」として入江殿の病が伝聞されたことを示しており、同時期に病中にあるとされる重賢は赤斑瘡であると頭書に記録しているが、記録頻度から判断してここでは疱瘡として扱ふ。

⑦四月三日条―「御参宮御礼御剣進、南御方被参(御乳人御共) 次入江殿参、被焔有御対面云々、方丈ハ聊能様也」

(事項) 入江殿少し回復。入江殿母、南御方がしばしば見舞いに入江殿を訪れているが、今回は乳人も同行した。入江殿と対面しているが、闘病中はじめてのことである。

⑧四月十三日条―「今日稻荷祭也、大鉾、笠、拍物等結構云々、(F) 今日禁裏御湯初「御惱之後」云々、珍重之由可申入之処、衰日間不申、室町殿御剣被進」

(事項) また稻荷祭が行われる。今度は大鉾、笠、拍物がだされる大掛かりな祭であつた。禁裏が回復したあとのお湯初めが行われた。お湯初めについては後述する。衰日というのは数え年によつて諸事をつつしむべき日であるが、貞成親王はそれを守つて祝いを言上しなかつたのである。

⑨四月八日条―「晚景室町殿公武群集馳参、何事哉不審之処、大覚寺於九州被腹切注進云々(中略) 入江殿、南御方急可有御参之由被告申(中略) 入江殿聊本復之間被参、珍重也」

同十九日条―「入江殿再発歎、一兩日御増気也、自公方被懸御意、連々医師被進被尋申、(中略) 今朝頼豊朝臣可参之

由被仰參、(中略)(G)頼豊朝臣又參、良葉進可調進之由、自公方被仰云々、被懸御意之条為悦也」

(事項) 四月十九日、入江殿の病が再発した。入江殿は、八日には大覚寺義照が自殺した祝いに参列するほどに回復していた。しかし、これは反逆者追討によるものであったため、当時の足利義教独裁という情勢下では、無理やり連れだされたものかと思われる。無理が祟ったのであろう。公方すなわち將軍足利義教から医師が派遣された。

⑩四月二十一日条―「方丈御式同篇也、茂成朝臣參、御様之式申、心苦事也(中略)明日典侍泊瀬寺參詣云々、入江殿御祈、籠願書、參詣ニ言付進之、令本復者御主可參詣之由立願申」

同二十二日条―「(H)入江殿御祈小泰山府君祭事、土御門三位有重ニ相尋、則參委細申、如法ハ大儀也、小泰山府君ハ法令不定、千疋、五百疋、三百疋にても、七カ日行也、公方參千疋ニて、四季ニ被行云々、可隨御意之由申、五百疋之分ニて可行之由令申」

(事項) 四月二十一日、長谷へ向かう典侍に入江殿の祈禱を願う。本復すれば御主、すなわち天皇による参詣を約束した。同二十二日、泰山府君祭^⑩を行う。入江殿の病悩に対する修法である。祈療については後述する。土御門有重は永享五年あたりから記録にみられる陰陽師である。

⑪五月十二日条―「南御方入江殿被參、春日參、暮被帰、方丈御式猶御窮屈之様無憑、祈療之外者無憑所、祈念無極」
同十四日条―「算置法師召、入江殿御事相尋、邪氣以外之由申、又陰陽師「名」(見とおしと号)同尋、さしつめて邪氣之趣申、のけられすハ大事可出来云々、祈禱肝要之由申、此陰陽師推条之占如指掌、仍みとおしと号(中略)今伊勢、御香宮入江殿御代官進人、山王「坂下」自入江殿被進人、猿食物ニ有吉瑞云々(中略)算法師入江殿御祈仰付、三井寺大心院有驗者云々、御祈事仰付、御撫物遣之」

同十五日条―「南御方室町殿參、入江殿御事被懸御意事為悦申被參(中略)入江殿御祈葛河法師二人參、御加持申、公方被召進驗者也」

同十六日条―「彼驗者加持申、邪氣顕悪口云々、奇特也」

(事項) 五月十二日、祈禱以外の手段がなくなり、さまざま祈禱が数日にわたってなされる。祈禱については後述する。十四日条にみえる撫物とは依頼者から祈禱者に預けて、祈禱後に返却される、祈禱したという証明である。同日条には有清朝臣から撫物が届いているが、これは貞成自身の祈禱のものである。これらの祈禱者は葛川(河)驗者が室町殿から送られているのを除くと、伏見宮で手配している。算置法師は安居院移住のちも祈禱をしている。三井寺大心院の驗者で、五月二十四日条によれば伏見宮が所縁をたよって召したものである。

⑫五月二十三日条―「未明被告、安久居へ已入申、可被見之由被示、則參、安久居移住也、〔葛河驗者、今日退出云々〕(中略) 顔色ハ更死相不見如平生、邪氣之間如此歟(中略) 參事隱密之儀也、至夜又參」

同二十四日条―「内裏祈療御助成三千疋被進、御心安為悦(中略) 抑三井寺大真院驗者有名望、仍以所縁召寄參、安久居伺候、自今夕御加持申」

同二十六日条―「驗者二人自公方今朝被進、邪氣之間不思議ニも本復念願無極」

(事項) 五月二十三日、入江殿安居院に移住する。安居院については後述する。史料中に安久居とあるが安居院と同じものと考えられる。移住したあと禁裏から祈療の助成があり、祈療も行われている。三井寺大真院驗者とは十四日条の算置法師のことである。

⑬五月二十八日条―「早且入江殿危急之由被告、南御方、春日馳參、暫時被帰、御息通許御式也(中略) 臨終之際不披見申ともと面々申之間帰云々、其後廳事切之由被告、悲泣之外無也、生年廿六歳也(中略) 内裏へ告申之間、典侍、勾当、伊予廳參、片時対面、新三位為勅使被仰下」

『建内記』五月二十八日条―「入江殿(三時知恩院事也、黒衣比丘尼、伏見宮御女、禁裏御妹也)(一) 日来病留給、仍退安久居(是又寺院、長松院事也) 殿給今日御円寂云々、入江殿御相続者、室町殿御女、元來御入室御少年也」

同記六月六日条―「入江殿方丈去廿九日御事也、今日於泉涌寺御葬礼云々」
(事項) 五月二十八日、入江殿死去。葬儀は六月六日に行われる。

三 闘病記録の考察

(一) 治療者の派遣

ここでは課題(1)とした医師の派遣について考察する。最初に、記録中にみられる医師の人名比定を行う。

(A)の公方と伏見宮家からの医師、(E)の照善、(G)の頼豊が人名比定の可能な医師で、これらの医師は⑧までの再発前と再発後のはじめに集中してみられる。彼らが諸方から派遣されていることは注目に値する。

(ア) 公方医師はだれか

(A)の公方医師は、公方すなわち室町殿から派遣された医師であることを指す。彼については当該期の記録『建内記』嘉吉元年(一四四二)三月二十一日条に公方から禁裏に進められた「清阿弥」なる医師が考えられる。しかし、彼も二日後の同記録¹²⁾ですでに「禁裏御医師」とされている。したがって、禁裏医師にせよ、公方医師にせよ固定した立場であるとはいいがたく、確実な比定はできない。

(イ) 茂成はだれか

伏見宮が派遣した茂成は新村の比定¹³⁾によれば、和氣茂成、のちの明茂で、治部卿、典薬頭、和氣明成の子である。『言国卿記』文明八年(二四七六)五月十九日条に「半井二位(アキモチ)」とあるが、同一人物であろう。『経嗣卿記』応永二十二年(二四一五)十月二十九日条¹⁵⁾に侍医としてみえるのを初見に、永享年間から嘉吉年間にかけて典薬頭として頻出している。(A)の記載では公方からの医師とならんで「自是」¹⁶⁾進めた医師とあり、伏見宮家が入江殿に派遣した医師である。『看聞御記』永享四年(二四三二)正月一日条以来、伏見宮家で白散を献上していることが確認できる。正月の儀

礼に関与していることから、伏見宮家に伺候していたことがわかるのである。それ以前の『看聞御記』には白散を茂成が献上した記事がみえないが、永享四年（一四三二）の記事には割注で彼の名前と官職が記載されていて、それまでは彼の献上が先例でなかったことを窺わせる。また、嘉吉三年（一四四三）正月の白散献¹⁷上にも彼の名前がある。この間には嘉吉の乱をはさんでいるが、比較的長期にわたって伏見宮家に伺候しているようである。伏見宮家には入江殿以外にも親王がおり、嘉吉元年（一四四一）当時には貞成親王を含めて、それらの診察を彼に担当させている。¹⁹伏見宮家とかかわりの深い医師である。

（ウ） 照善はだれか

（E）の照善は、三木栄の比定²⁰によれば竹田昭慶の異名であるとされる。しかし、『看聞御記』永享十年（一四三八）正月一日条の記事には、「照善（昌耆子自旧冬可奉公令申参）」となっている。そうなると、ここでの照善は竹田昭慶とは別人ということになる。この記事によると父昌耆が茂成らとともに、伏見宮家に対して白散をはじめて献上している。したがって、ここでいう奉公は父とともに伏見宮家に出仕することを指していると考えられる。医師として照善がみられるのは同記永享九年（一四三七）十二月七日期、同八日期²²で竹田昌耆とも伏見宮に参上しているのが最初である。同年十一月二十五日期²³に「夜宮内卿法師照善参、得度之後初参」という記事があるから、その頃に僧医として生活しはじめたようである。

さて、彼の見舞いについて考えてみると、禁裏から美物が届き、それとらんで良薬を進めている。したがって、診察したのではなく禁裏の美物とともに良薬を進めているのである。この禁裏からの美物は、天皇の回復と入江殿の御祈に合わせた贈答であった。すなわち、内裏からの贈答の記事と竹園からのものとの記事との間に「良薬照善持参」と記載されている。また、この良薬は入江殿に直接進められたのではなく伏見宮に贈られている。ここから、今回のものは治療のための医薬とは異なる性格があることが窺えるのである。

この日、(D)の湯立て神事で吉瑞がみられたので一応の見舞いが行われたようである。同日には同母兄弟である竹園からも見舞いがなされている。つまり、照善の良薬は単純に治療のためのものではなく見舞品としての性格がある。中世後期の公家社会において、見舞品の贈答はむしろ病が期待される経過をたどったときに行われる。²⁴⁾ 事実、⑦にみるように、そのあとしばらくは小康状態を保ったようである。見舞品の贈答であるから、この医師は医療行為の担当者とはいえない。

(エ) 頼豊はだれか

照善の良薬進上から二週ほどのちの再発以後の医師として、人名の記述がみられるのはさきの茂成と頼豊朝臣である。『建内記』にみえる嘉吉三年(二四四三)正月の叙位²⁵⁾では、和氣茂成とならんで正三位とされている。ここでは茂成が「前典薬頭也」、頼豊は「典薬頭也」ということである。⑨の条文には「自公方被懸御意、連々医師被進被尋申」とあり、室町殿側からの援助が行われている。(G)の頼豊はその中で公方から派遣された医師であった。⑨にはさらに「良薬可調進之由、自公方被仰云々」とある。頼豊は丹波頼豊で、『看聞御記』では永享四年(一四三二)五月から嘉吉三年(二四四三)十二月までしばしば医師として頻出してゐる。『建内記』嘉吉三年(二四四三)五月十五日条²⁶⁾などで小森とされている頼豊は、小森本丹波氏系²⁷⁾によれば「典薬頭中務大輔従三位宮内卿、母、施薬院使、越前国小森保地頭職、播磨国大幡庄、摂津国中条内大同名領知了」とある。頼豊は丹波嫡流ではなく、彼以後その一流は地頭職を保有していた小森庄から小森姓を名乗る。今回の入江殿闘病については公方から遣わされたことになっているが、『看聞御記』永享十年(二四三八)六月から同年九月にかけて、また嘉吉三年(二四四三)五月にも禁裏、伏見宮家の親王の診察にあたっている。²⁸⁾ このときには、公方から派遣されたという記録はない。したがって、入江殿に公方から遣わされたのは、偶然そのとき室町殿から命じられたためであると考えられる。

(オ) 医師を派遣した伏見宮家、室町殿

以上みたように、入江殿を診察した医師は、伏見宮から和氣茂成、公方から某抱え医師、丹波頼豊などである。当時、最高ともいえる医師団であることは一目瞭然であろう。それぞれの家から抱えの医師を遣わしていることに注目すべきである。つまり彼らは必ずしも官医として皇室の一員たる入江殿を治療しているのでもなく、また、入江殿発病によって新たに呼び集められたわけでもない。長期にわたり、しかも助からなかったこの闘病記録であるが、これをささえたのは親戚筋である禁裏や伏見宮とならんで、医療も祈禱においても室町將軍家が大きく関係している。当時、室町殿を頂点にした武家の有力者が、しばしば公家の諸行事に援助をしているが、これは皇女であるからという公的な性格を持つものではなく、室町殿が自分の抱えている侍医や験者を遣わしているのである。五月十五日条には南御方が室町殿に、これまでの援助に対する礼に向かっている記事がみられる。皇室への幕府からの公的な援助であれば、実母がこういった礼をする必要はなく、公家側の担当者が行うべきことであろう。頼豊の派遣は依頼、もしくは好意による私的な協力といえよう。

(カ) 室町殿と医師の関係―足利義教の支配について

ここで、医師たちと最大の権門であった室町殿の関係について考察すると、私的な関係で貴顕に伺候する医師も、室町殿の支配と無関係ではなかった。医師も医療だけでなく公家社会の日常生活に深く関係しているように、京都公家社会の中のであった。

そこで、当時は、足利義教の意向が彼らの生活にも影を落としていたのである。『看聞御記』永享十年(二四三八)四月一日条には「予脚氣之式、委細有御尋(中略)医師茂成朝臣參之由申云々、昌著近頃医道廢置之由、公方申入云云、仍療治申事隱密也、然而不可有隱事也(中略)医師ハ茂成朝臣參、針ハ昌著時々參之由、ありのまゝ申、此趣便宜ニ可有御披露之由遣書状了、抑自公方美物濟々賜」とある。すなわち、貞成親王の脚氣に対して昌著を呼ぶところだが、彼は公

方から医道廃置を申し入れられたということで、茂成が参上していることを報告したという。だから彼の治療を受けていることは隠密である。しかし、医師を茂成に針を昌耆にさせていることを、正直に室町殿に伝えられるようにとりはからった。そうしたら室町殿が美物を贈ってきたというのである。つまり、この件について室町殿が認めたということになる。この記事は室町殿が昌耆の医業について廃止の権限を持っていたことを示している。

しかし、この医道廃置の記事は將軍としての公的権限によるものではないと思われる。当時、足利義教が個人的な感情で公武のさまざまな人に強圧を加えていたことは知られている。公家の診察をし、また日常的な付き合いにも参加していたこれらの医師も、当然それらと同様に義教の圧力の下にあったということであろう。したがって、医師たちが室町殿の政治的支配を受けていたということと、伏見宮など貴顕の患者に伺候するということは矛盾するものではない。

(キ) 個人的に医師を抱えるありかた

派遣の関係が私的な問題であるだけでなく、貴顕が医師を抱えるありかたも私的な関係によるものであって、「侍医」という公的な立場がそこにあつたわけではない。当該の疱瘡流行時には、たとえば丹波本流の盛長はむしろ万里小路家に伺候している。彼は、前述の嘉吉三年（一四四三）正月の叙位²⁵では従四位とされておられ、「康富記」同年五月二日条³²では施薬院使としてでてくる人物である。この盛長と万里小路の関係も、やはり役向きによる治療ではなく、個人的依頼による私的なものであつた。この疱瘡が流行中である『建内記』嘉吉元年（一四四一）四月二十四日、二十五日条、同二十五日紙背「盛長書状」³³に闘病記録がみえる。万里小路時房の息、成房が疱瘡にかかり、丹波盛長に治療させている記事である。最初の四月二十四日条に「武衛赤斑瘡良薬乞盛長朝臣「大膳権大夫」、与加減惺惺湯」という記事がある。そこで服用したのであるが、翌二十五日条³³では「佐赤斑瘡良薬昨日「加減惺々湯」盛長朝臣与之、用之処有痢氣、相尋之処可然事也云々」として服用後の症状についてたずねている。そこで盛長は二十五日紙背³³にみられる返事をそえて、同二十五日条³³の加減人參湯を下痢止めとして送ってきた。盛長と万里小路家の関係は、さほど以前からのものではなく『建

内記『嘉吉元年（二四四一）三月四日条によれば、記主時房の息万里小路成房の病に、新少納言岡崎周茂の紹介で招いているのが最初のようなのである。このうち、彼は、ちょうど入江殿の闘病と同じ時期から、万里小路家の人びとの治療を行っている。三月二十四日条には「官女違例只同体歟、黄芩湯只風葉歟、若是出現物之序歟、近日流布之間不審也、仍先用梨皮煎物并紫根等、又示盛長朝臣許之処、参宮留守也、然而自留守与良薬（くわかうたう云々）」とある。万里小路方官女の病に薬を与えているのである。ここでは盛長が留守であったため、留守宅から薬が届いている。この疱瘡流行中、万里小路家にはそれ以外の医師の治療の記事はほとんどみられない。さらに、この疱瘡の流行が一段落したあとも、しばらくは万里小路家はその医療を彼に一任していたと考えられる。

このように公家が自分の手元に医師を抱えていた例証は室町時代の別の記録にもみられる。たとえば、『親長卿記』文明六年（二四七四）十二月六日条によれば、内侍所の年老いた刀自が病にたおれて内侍所御神楽の日時が問題になったことがあった。彼にはなんらかの役目があったようであるが「彼一類之外無他人」であつて交替すべき人材がいらない。本来ならば十九日に行うところであるが、十三日であれば彼もまだ生きていであろう。しかし、医師に診察させようということになり、三条西実隆から林五郎左衛門なる青侍が「為医師、仍召遣了」として派遣されたのである。三条西家に伺候する青侍に、たまたま医療技術があつたものか、医師を青侍としていたものか明らかではないが、自分の手元から医療行為をしようる人材を他者に派遣したことが重要である。当時の貴顕が医師を抱えている事例がみられ、それが場合によっては他人の治療のために派遣するのである。入江殿の闘病に対する伏見宮家、室町殿の援助はこういったものと考えられる。

（ク） 貴顕の抱え医師の出自

さて、これらの抱え医師はどのような人びとであつたろうか。茂成、頼豊などは和氣、丹波の高位の医家の出身である。室町殿や伏見宮が当時の最高の権門であつたから、これは当然である。ただ、さきの三条西家の青侍のように、か

ならずしも高名な医家の出身には限定されるものではない。新村は、中世にはそれまで高い権威を持っており、貴頭の診療を独占していた和氣、丹波だけでなく民間医が貴頭の診療にあたるようになったことを明らかにした。これまでみたように医師と患者が私的な関係であるため、和氣、丹波だけが特別という扱いではなかったと思われる。

そこで、良くも悪くも色々な医師が記録される。『看聞御記』応永二十四年(二四一七)二月七日条には「異様之医師参、新主以前被御覽者也、仍召御前被取御脈、献良薬」という異様の医師なるあやしげな人物がみられるが、以前にみたことがあるという理由で診察させている。すなわち、当時の医療現場では、ときにこのような名の知れない医師が貴頭の治療にあたっているのである。いうまでもなく、高名な医師とされる人物も、なんらかの機会に貴頭を治癒させた功績によつて名をなしたとされるものが多い。当時の患者と医師の関係が官僚機構とは別の私的な関係であるから、出自にかかわらず医師が呼ばれることがあり、さらに医療行為は結果がはっきりわかる技術であるがために、その結果さえだせば高い評価がえられるのであろう。

(ケ) 節のまとめ

入江殿闘病に対しては、室町殿から公方医師、丹波頼豊、実家である伏見宮家から和氣茂成が派遣された。彼らは典薬頭、施薬院使などを務めるような高名な医師であったが、それぞれの家に個人的に伺候していたと考えられる。彼らは官医として派遣されたのではなく、私的な事情によつて派遣されたのである。こういった抱え医師は、患者との関係が私的なものであったために、かならずしも高位の医家の出身には限定されなかつた。

当時の有力者が個別に医師を抱えており、場合によつてはそれを他人の闘病に遣わす医療のありかたをみることにできた。

(二) 医療と祈療の選択について

ここでは、⑨以降の入江殿の闘病の後半に集中して記録された祈療の考察と、同時期の『建内記』にみられる闘病記録との対照によって、問題点(2)の医療と祈療のありかたについて考察する。③の(C)、および⑧の四月十三日条には稲荷祭の記事がある。(C)には町人に神の祟りがかかっているために行われるとある。「天下流布」の病が神の祟りとして広く認識されていたことを示している。

(ア) 入江殿のための泰山府君祭

入江殿になされた祈療は、占いの類を含めて四月二十一日以降、さまざまなのがみられる。四月二十一日には長谷参詣に向かう典侍に入江殿祈禱を依頼した。「令本復者御主可参詣之由」とは、禁裏の実家である伏見宮家ならではの約束であろう。しかし、これは典侍への個人的依頼であって、国家的な祈禱事業となっていたわけではない。ここからさきにみられる祈療も、私的な依頼によってなされたのである。翌二十二日には土御門に泰山府君祭について依頼している。(H)によれば、小泰山府君が陰陽頭土御門有重に依頼されている。二十九日には修法を行った証明である「撫物」が土御門から届いており、相談があつた当日から開始されているようである。

この泰山府君祭は、泰山に住むとされた、世の中の動き、人の生死に関係する北極星を祭る修法であり、国家安寧などの大きな目的で行われるものであつた。⁽¹⁰⁾それが我が国では閻魔天と習合し、当時では貴頭の病にしばしば行われた。『看聞御記』応永二十四年(一四一七)四月二日条には仙洞の病悩において行われた泰山府君祭の記事がある。このとき「於仙洞被祭事無先例」という理由で陰陽師宅で行われた。貞成親王は先例を引き出して、割注に「泰山府君於仙洞被祭事有所見、文保元年七月十七日依伏見院御悩、長親朝臣如法泰山府君於持明院殿祭之由、在心日御記、先規勿論也、不勘先例歟如何」と記している。鎌倉時代も貴頭の病になされていたこと、仙洞で行われることが問題となるような修法であつたことがわかる。人の生死にかかわる修法であるから、病のときにこれがなされるということはその病が重篤であることを

示すものであろう。

⑩にはこの修法の費用について記述されている。「千疋、五百疋、三百疋にても、七ヶ日行也」とある。公方では三千疋で四季に行うということであるが、宮家では五百疋で行った。これら祈療費用は約一月後、病が危篤となった五月二十四日条によれば、禁裏からまとめて三千疋の助成がなされている。

(イ) 入江殿の邪気を占う験者

五月十二日条には「祈療之外者無憑所」というありさまとなり、十四日算置法師が三井寺から呼ばれて、祈禱をしている。この日算置法師には、入江殿の邪気についての下問があり、その日のうちに撫物が遣わされ、祈禱が命じられている。

また、見とおしという陰陽師に入江殿の邪気についてたずねており、山王神社では猿食物の神事が行われている。これは積極的な祈療というよりも占いの類である。さらに、⑩には公方から、古来武家の信仰を集めていた葛川験者が、加持のため派遣されていることがみえる。同十六日条には、この葛川験者による祈禱によって、疱瘡を引き起こしている邪気が「邪氣顕悪口」と姿を現したと記録しており、それを奇特であると評している。広範な流行をみたと思われるこのときの疱瘡が、人びとにその原因についてさまざまな憶測を呼んだことは容易に推察しうるが、これら祈禱の大きな部分は、その邪気が何であるかを認識するためであったようである。⑩には祈療のほかには手段がなくなつたと記されている。実際、ここからさきは祈療の記事ばかりがみられるのである。入江殿闘病の後半で特徴的なのは、この、祈療を優先させたということである。

(ウ) 祈療より薬が記録された万里小路家

一方、前述の万里小路に伺候した盛長の治療には、与えられた薬がはっきりと記録されている。入江殿の闘病記録に用いられた薬の具体的名称が記載されていないのに比べて、同じ時期の疱瘡に関する記録である、同時期の『建内記』

嘉吉元年（二四四一）にみられる万里小路家の人びとの闘病記録には、さまざまな薬名の記載がある。

まず、盛長と万里小路家の医療の關係の最初の記録である三月五日条⁽³⁴⁾には、加減人参順氣散が、万里小路時房の息、成房に与えられている、同二十四日条⁽³⁴⁾には官女に黄芩湯、惺惺湯がみられ、四月五日条⁽⁴¹⁾には盛長の与えた薬ではないが、枳実湯、四物湯がみられる。そののちも、成房が赤斑瘡となった四月二十四日条⁽³³⁾には、盛長によって加減惺惺湯、翌日には加減人参湯が与えられた。六月十九日条⁽⁴²⁾には、誰によるものかは不明であるが、青侍時富の赤斑瘡に金露丹、木香順氣丹を用いている。この時期の『建内記』には祈療の記述よりも投薬の記述の方がはるかに多くみられるのである。

（エ） 入江殿と万里小路家の比較

『建内記』に登場する医療には薬による治療が多い。ただし、さきの、万里小路家官女の闘病記事⁽³⁵⁾には黄芩湯が風薬であるとか、時房から加えてほしい薬を医師、盛長に申し遣わしていることがみえるから、記主である万里小路時房の医学知識が高かったことを示している。したがって、より高位の入江殿の医療に比べて、万里小路の成房や官女の方が祈療よりも投薬による治療を優先しているようにみえるのであるが、これには、記主の関心の有無や、記録の必要（たとえば薬礼の支払いの手控えとして）を考慮するべきである。当時も投薬による治療と祈療は、矛盾なく患者のまえに同居しうる存在であり、多くの場合両者が同時に行われている⁽⁴³⁾。

しかし、入江殿と万里小路家の患者を比べたときに、入江殿の闘病の後半には主に祈療の記事しかみられないのは、やはり特徴的なことといえよう。両者の間にはそれほどの立場の差は考えられない。この違いは病状の進行によるものではないだろうか。入江殿の治療において、医師の治療の記事が再発を境にしてあまりみられなくなることから、薬による治癒の可能性のある時点から期待されなくなり、祈療に専念したことが大きいと考えられる。入江殿再発は四月の十九日であるが、二日のちに茂成が容体を伝えられてからは、入江殿に対して祈療のみが行われている。

（オ） なぜ祈療を優先させたか

入江殿の闘病中の再発以前には、周囲の医師が正常に病態を推移させることに心を砕いているのは③の(B)に「瘡瘡快不出現之間、如此同篇之由申、禁裏御瘡瘡已出現云々」といった記述がみられることから窺える。それが思うようにいかない場合、とくにそれが流行性のものであれば邪氣、神意のしわざと考えるのは不思議なことではない。⑪の五月十四日条には、祈療のために呼ばれた算置法師が「邪氣以外之由申」、同じく陰陽師が「さしつめて邪氣之趣申」とあり、もはや臨終という⑫の二十三日条には「顔色ハ更死相不見如平生、邪氣之間如此歎」とされている。当時でも、死の直前まで医師が診察と投薬をあきらめない患者もあるが、この場合、入江殿には邪氣が憑依したままになっていると考えていたのであって、もはや治療によって推移させるような対象ではなかったのではなからうか。新村は、医師の治療が結果を出さなければ全く無駄になる性格を持つのに対して、祈療はそれ自身が供養となるのだという、中世人のある意味で冷めた治療観を示した。⁽⁴⁾この場合も、邪氣によって瀕死のありさまになってしまっているのであるから、患者の生死にかかわらず祈療を行わなければならないのであったのである。

(カ) 節のまとめ

入江殿闘病は、⑨の再発を境にして記録された医療行為に明らかな違いがみられる。前半では薬による治療がみられ、後半では修法や占いなどの祈療がみられる。同時期に患者となった万里小路家の人びとと比較しても特徴的なことである。再発後に祈療に重点を置いた理由は、すでに薬による治療の可能性をあきらめて、邪氣が憑依したことを入江殿が重篤となった原因と判断したためと考える。

(三) 安居院移住とお湯初め―死と治癒の儀礼について

ここでは、明らかにすべき課題の(3)にある、病からの二つの離脱、すなわち死と治癒にあたって当時の公家社会がどのような対応をしたかということにふれる。

(ア) 安居院はなにか

五月二十三日、入江殿が安久居(安居院)に移されたことを、父である記主貞成親王は未明に知らされた。新村によれば上京にあった悲田院に安居院がみられ、それは、少なくとも応仁の乱までは存続していたようである。⁴⁵⁾ 安居院は元来叡山竹林房の里坊で、説教の名門寺院であるが、そこに悲田院の施設が隣接していたのであろうか。⁴⁶⁾ 『建内記』同年五月二十八日条には安居院のことを「是又寺院、長松院事也」としている。入江殿が寺院から寺院へ移ったことを指しているのか、それとも通常、寺院とは考えられていない施設が実は寺院であることを指しているのか、長松院、安居院共に現存しない以上、ここだけでは判断できない。『実隆公記』永正十七年(一二二〇)七月二十七日条の「悲田院住持事法花寺治定」という記事は悲田院にも住持が存在していることを示すが、悲田院が寺院としての性格を持った施設であったのかどうかは不明である。

(イ) 安居院移住の意味するところ

入江殿が安居院へ移った記事で重要なのが、⁴⁷⁾に「安居院移住」という表現が用いられていることである。もはや、彼女は入江殿すなわち三時知恩寺に戻することを期待されていない。看病の便宜のために場所を移動するのではなく、移り住むのである。(I)の記事には、「日来病惱、仍退安居院(後略)」という表現が用いられている。このときには、すでに周囲が彼女の死を意識していたことは⁴⁸⁾に「顔色ハ更死相不見如平生、邪氣之間如此賊」という記事で死相の有無が記載されていることからわかる。

この安居院移住がなされた二十三日、葛川駿者は退出した。そののちも祈療はなされているが、禁裏からの祈療費用三千足の助成を、安居院移住の翌日二十四日になしていることに注目すべきである。金額から判断して、これがそれまでの費用の精算という面を持つようなので、やはり入江殿に対する祈療、治療にかかわる行為は、ここで一応の区切りとなったと考えてよいであろう。また、五月二十六日条には祈療をして本復を期待することが「不思議にも」と表現さ

れているのである。

二十三日の移住当日、親である貞成親王に「可被見申之由被示」と最後の対面を勧める人がおり、親王は見舞いをしているが、その日のうちにもう一度入江殿に向かい、さらに死の直前にも見舞っている。居ても立ってもいられないのであろう。しかし、これは「参事隱密之儀」であった。すでに死穢の発生を考慮しているからであると思われる。『建内記』嘉吉元年（一四四二）四月二十五日条には、藏人左少弁坊城俊秀の母が危篤となったとき、この家に室町殿の車が置かれていた関係上、「仍家中不穢先」に「移病人於東隣（青侍宅）」して臨終した記事がある。死穢をさけるために、病人を他所へ移しているのである。

むろん、このように重篤の患者を他所に移住させるというのは、単純に死穢をさける意味だけではないであろう。『康富記』康正元年（一四五五）九月十九日条に「昼参三条殿、彼女中様御違例、此四五日及御大事之間、青侍若槻四郎兵衛許令出給、一昨日（十七日）女中様有落飾」とある。別所に移すことで祈念専一させ、往生をとげさせる目的は、臨終に際しての、このような出家の事実から読み取ることができる。とはいえ、移されるさきは『建内記』『康富記』両記録ともに青侍宅であり、入江殿の安久居移住も、「退」という表現で明らかのように、社会的により低い場所に病者は移されることになる。

したがって、やはりこれらの病者移住は死穢発生の予防の意味が強いと考えられる。安久居への移住は、この闘病、看病の最後の作法、それも、多分に死穢発生の予防という、残された人びとの今後のための作法であったのである。

（ウ） 入江殿の死去と葬儀

入江殿は五月二十八日に死去し、六月六日泉涌寺に葬られた。享年二十六歳。早朝に入江殿危篤を知らされ、それまでしばしば入江殿を見舞っていた実母南御方が入江殿のもとに駆けつけている。その南御方も臨終には立ち会わずに帰っている。それまでの闘病中には、なされる医療行為に大掛かりなものもあつたけれども、伏見宮家や室町殿の協力

のなかで私的な看病がなされていた。しかし死去後になると、入江殿は葬儀の奉行が新三位に仰せられて、公的行事の対象となったのである。⑬には「内裏へ告申之間、典侍、勾当、伊予廳參、片時対面、新三位為勅使被仰下」とある。

そして、入江殿葬儀の準備がなされた。『看聞御記』六月二日条の記事によると、「方丈ハ廿八日夜葉王寺〔泉涌寺末寺〕中宿二御入、今夕泉涌寺御出葬ハ五日六日間云々」とある。葬儀のまえに、一旦葉王寺なる末寺に夜間移動させていたのである。この寺については久米幸夫の論考⁽¹⁰⁾がある。さきに、安久居について「是又寺院」という注記があることを示したが、久米の説にあるように、この葉王寺も当然寺院である。ただし安久居にしろ、この葉王寺にしろ寺とばかりはいえるものではなく、死の前後に移住する場所としての性格がみられる。葬儀がなされた日の⑭『建内記』の記事によれば、彼女が尼門跡を継承していた三時知恩寺は、そのうち室町殿義教の娘が相続した。皇室は女子の行き先を一つ失ったことになる。その意味でこの死は大きな社会的影響を持つていたといえる。それだけに入江殿の葬儀は、担当奉行を任命するような公的行事であったのである。

(エ) 闘病と死去の扱われかたの違い

ただし、その闘病そのものを考えてみると前半で治療行為を行ったのは、当時最高ともいえる医師団ではあったが、彼らは伏見宮家や室町殿に私的に伺候していたものが派遣されたのであり、後半の祈療を行ったのも⑮の二十四日条によれば縁をたよって個人的に呼ばれたものや、室町殿から派遣されたものであった。彼らは公的な役目として彼女の治療、祈療にあたったのではない。貴顕に私的に抱えられた医師が、彼らの主人の個人的な事情によって医療行為を行っているのである。禁裏、伏見宮は入江殿にとっては実家であり、また、室町殿からの助成も私的なものとして捉えることが可能である。

したがって、この一見大掛かりな闘病記録が、当時の別の記録類に、ほとんどみられないこともうなずける。古記録はその性格上、記主に直接関係のない事項は記録されない傾向にあるが、入江殿の病が、たとえば『建内記』にみられ

るのは、⑬の死去のときであつて、皇室女子の死去は、葬儀に関係するから、公的な出来事として、武家伝奏も務めた万里小路時房の日記に記載されたに過ぎない。しかも、実際に彼はこの闘病について、あまり知らなかつたようである。⑬をみると、死の直後の五月二十八日条には、入江殿について、割注でどのような人物であるかを記録している。このようなことは、それまで記録しなかつたか、さほど知らなかつた事物に対してなされることで、彼は入江殿の闘病についての情報を、ほとんど持たなかつたようである。反対に、同日条の入江殿の相続についての記事は地の文で書かれている。彼にとつては、こちらがより重要なのである。これらのことは、この闘病が公家社会共通の関心事ではなく、限られた人間関係の中での内々向きのものであつたことを示している。

(オ) 禁裏お湯初め

一方、兄である禁裏は、同じ病にかかりながらも順調な回復をたどつた。禁裏の発病は②の三月十七日条にみられる。『建内記』同月二十一日条には「主上自十四日比御薬事、今夜所承及也、自室町殿被召進医師(清阿弥云々)□出現物之序歟之由申之云々」という記事があり、十四、五日のあたりからの病気であるようである。室町殿から医師、清阿弥が派遣された。この記事と同日の『看聞御記』には、(B)に禁裏の疱瘡が出現したと記している。このあと順調な経過をたどつたようで、④の二十七日条には「禁裏次第御減気云々、珍重也」とし、前述のようにその翌日には伏見宮に美物を届けている。

こうして四月には本復したようである。そして、⑧の(F)には禁裏お湯初めの記事がみられる。このお湯初めは室町時代、皇室や将軍家などの貴頭の病が本復したのちに、しばしばみられる儀礼である。(F)には「珍重之由可申入之処」とあるが、諸方から祝いがなされるものである。このときには室町殿から剣が進められた。

(カ) 別の記録にみられるお湯初め

この儀礼の詳細をみることでできる記録を、管見のおよぶ範囲であげると、

(a) 『看聞御記』 応永二十七年(一四二〇)十一月七日条 室町殿御惱以後の御湯／医師と陰陽師に行うべき日時を下問した。禄を医師に下した。／「日時陰陽師十四日告日之由申(中略) 医師士仏三位房二被尋(中略) 三位房種「医師」二被下禄物」

(b) 『看聞御記』 応永三十年(一四二三)二月二十四日条 仙洞御惱以後の御湯／諸方から見舞品が届いた。品目と担当者が指定されており、その大略を医師坂三位房に下した。／「面々御馬進云々、仍御馬一疋(但代二百疋) 献之、付永基朝臣進之、奉行広橋二渡遣云々、代物如此之由聞(中略) 御馬八疋、馬代五千疋、太刀三十二振出来、医師三位房二大略被下(中略) 室町殿よりも五千疋別而被下云々」

(c) 『実隆公記』 『言国卿記』 文明八年(一四七六)五月十九日条 勝仁親王の御湯／この日、医師半井明茂と丹波重長が薬をもたらして、礼物が下される。臣下があいさつを行う。／『実隆』 「若宮御方被召御湯、珍重之由申入」、 『言国』 「今日若宮御方、今度御モウキノ後御ユハシメ也、半井二位(アキモチ) ヤクインシケナカ兩人參色々御ユへ入御薬共持參也、九時分御ユメス也、以後アキモチ・シケナカ兩人御方へメサル、也(中略) アキモチニハ御折紙ヲ被下也、シケナカユイ物ノ御服ヲ被下也」

(d) 『御湯殿の上日記』 長享二年(一四八八)八月七日条 禁裏の御湯／竹田昭慶に対する報酬／「けふの御ゆにつきてたけたに千疋のおりかみたふ」
などである。

(キ) お湯初めでの報酬支払い

規模もさまざまであるが、ここで医師に報酬が支払われていることが注目される。これは成功報酬というべきもので、(b)では届けられた見舞品のほとんどを医師に遣わしている。ここで、室町殿から別に五千疋が遣わされているのは、彼が室町殿から遣わされた医師であったためであろうと思われる。また、単純な病氣以後の入浴とは異なるものである

ことは、(a)に陰陽師と医師に行うべき日時を下問していることからわかる。また、(c)では儀礼的なものではないだろうか。担当の医師から葉がもたらされている。儀礼であるとともに、これも一種の医療行為なのではないだろうか。

このように、御湯初めは病からはなれたと公表する儀礼であり、医師に対して褒美を与える場でもあった。お湯初めの場で、患者から、あるいは室町殿のように医師を派遣した主体から、これまでの礼物が与えられている。医療行為に対する清算が行われているのである。一方、入江殿は安居院に移住の際に、禁裏から祈療にかかる費用を助成されている。

ここで、それまでの祈療の清算が行われていると考えられる。つまり、死に向かつての移住であれ、治癒の公表であれ、お湯初めであれ、ここで医療にかかわる行為の清算がなされる。それらに、一応の区切りを付けるのである。

(ク) お湯初めで報酬をもらうのは医師が多い

治癒の儀礼である御湯初めには、祈療の担当者はあまりみられない。入江殿の闘病の前半には、治療が祈療よりも多くみられたが、再発以後は祈療に重点が移ったことは前述した。さきに、医師による治療によつては病を順調に経過させることができなくなり、邪気の憑依をその病因と考えたことが、祈療に力を移した原因であったと推察した。反対に病が、医師の治療努力によつて順調な経過をたどれば、祈療の成果であるとは考えられなかったであろう。ここからも、医師による治療と祈禱者による祈療との役割の別を窺うことができる。

(ケ) 医師にかけられた期待

ただし、両者は同程度の役割を期待されたのではない。当時、最後まで治療と祈療が行われた患者が死亡した場合、祈療担当者とその責任を問われるよりも、医師に責任が向けられたようである。入江殿はその病因が邪気の憑依と判断されたために、医師にそれ以上治療させなかったが、薬による治療で治癒が可能な病と思われたにもかかわらず死亡させたときには、罰せられることもあった。⁵⁵⁾ すなわち、医師にはそれだけの期待がかけられていたのである。結果のよし

あしが、はつきりと医師のそのあとの立場を決定する。それだけに、はげしい競争があったものと考えられる。

(コ) 節のまとめ

⑫には入江殿が安居院に移住したとの記事がある。一方、⑧には回復した禁裏のお湯初めの記事がある。入江殿の移住はもはや生きて帰らない移住であつて、死穢発生の子防という目的によるものであつた。ここで彼女に対する医療全般は一応の区切りとなつている。反対にお湯初めは、病から回復したことを宣言して医師に成功報酬が支払われる儀礼であつた。お湯初めには医師が多くの場合に呼ばれており、安居院では祈療ばかりがみられる。薬で治癒させる見込みのあるうちは、主として医師に期待がかかり、成功報酬となるお湯初めの支払いを受けるのは医師が多いということになる。

四 結 語

本論文では、最初に提示した課題の(1)―(3)を、『看聞御記』の入江殿闘病記録から考察するものであつた。

(1)については当初伏見宮家、室町殿の積極的協力によつて、当代一流と考えられる医師団が派遣されている。茂成朝臣は和氣茂成であり、当時伏見宮家の担当医の性格があつた。照善は竹田昌耆の息である。頼豊朝臣は丹波頼豊である。彼らは伏見宮家、室町殿に抱えられていた医師たちで、入江殿の発病によつてそれぞれ派遣されたのであるが、官医として診察にあたつたのではなく、主人の個人的な意向によつて遣わされた。また、万里小路家と丹波重長の関係でみたように、彼らが抱えられた事情も私的な関係であつた。

(2)については再発以前には治療の記録が祈療の記録よりも多くみられ、再発以降の病が重篤になつた時期からは、ほとんど祈療のみが記事にみられる。これら祈禱の多くは、病が悪化した原因と考えられた邪気を明らかにするための占いであつた。記録頻度のみによつて判断するのは危険であるが、再発を境にして祈療に、より重点が移されたのは事

実であろう。再発後のある時期に治療による治癒を期待しなくなり、祈禱による邪気の判別に期待をかけたようである。これは病状の悪化によって入江殿に邪気が憑依していると考えたためであることが推察される。

(3)については死の直前の移住と、治癒の際のお湯初めの事例を考察した。安居院への移住は、もはや生きて帰ってくることを期待されない移住であつて、その時点で医療行為全体は一応の区切りとなつてゐる。一方、同じ時期に疱瘡となつた禁裏は順調に回復して、四月十三日には御湯初めの儀礼を行つてゐる。医師への報酬も、そこで支払われてゐて、やはり治療行為の区切りを付けてゐる。当時、公家社会の闘病と医療は終わりの儀礼を持つ、はつきりと限定された時間の中で行われていたのである。また、治癒した際の御湯初めには、多くの場合には祈禱者ではなく医師が呼ばれており、順調な回復がみこまれる過程では、患者の側ではむしろ医師の治療に期待をかけていたことも想定された。

本論文は一九九六年度日本医史学会六月例会口演発表の一部をまとめたものであり、一九九六年一月、慶応義塾大学大学院文学研究科日本史専攻に提出した修士論文を土台とするものである。

本論文を作成するにあたり、桑山浩然東京大学教授、小曾戸洋北里研究所部長、真柳誠茨城大学教授、高橋正彦慶応義塾大学教授、慶大院生古川元也氏などから多くのご教授をいただいた。ここに深く感謝するものである。

注および引用文献

- (1) 山崎佐『江戸期前日本医事法制の研究』、三八九頁―四五五頁、中外医学社、東京、一九五三年。
- (2) 服部敏良『室町安土桃山時代医学史の研究』、三七頁―一二三頁、吉川弘文館、東京、一九七一年。
- (3) 前掲(2) 服部論文、三〇九頁―三五六頁。さらに新村拓『古代医療官人制の研究』、三一〇頁―三八三頁、法政大学出版社、東京、一九八三年など。
- (4) 谷口美樹『平安貴族の疾病意識と治療法―万寿二年の赤斑瘡流行を手掛かりに―』、『日本史研究』、三四五号、五八頁―八四頁、一九九二年。
- (5) 新村拓『死と病と看護の社会史』、一二五頁―一三九頁、法政大学出版社、東京、一九八九年。
- (6) 『続群書類従』(補遺二)、訂正三版第六刷、田中敏治ほか校訂、続群書類従完成会、東京、一九八五年。
- (7) 万里小路時房『建内記』、『大日本古記録』本、東京大学史料編纂所校訂、岩波書店、東京、一九八六年完結。
- (8) 前掲(7) 『大日本古記録』本、『建内記』(三)、二二九頁。
- (9) 土田直鎮『衰日管見』、『高橋隆三先生喜寿記念論集』古記録の研究』所収、一九九頁―一三三頁、続群書類従完成会、東京、一九七〇年。
- (10) 遠藤克巳『泰山府君星について陰陽道と密教の一接点―「九重守」を中心にして』、『史叢』、五十刊、四二頁―五六頁、一九九三年。
- (11) 前掲(7) 『大日本古記録』本、『建内記』(三)、一一五頁。「主上自十四五日比御薬事、今夜所承及也、自室町殿被召進医師(清阿弥云々)」。)
- (12) 前掲(7) 『大日本古記録』本、『建内記』(三)、一一九頁。「禁裏御医師(清阿弥)、左金吾日々召具参了」。
- (13) 前掲(3) 新村論文、三四一頁(注)。
- (14) 山科言国『言国卿記』、『史料纂集』本(二)、一〇〇頁、豊田武ほか校訂、続群書類従完成会、東京、一九七三年。
- (15) 一条経嗣『経嗣卿記』(『荒曆』ともいう)、『新增史籍集覧』公事編(一)本、四四二頁、近藤圭造校訂、臨川書店、一九

六七年。日記というより故実書である。

- (16) 前掲(6)『統群書類従』本、『看聞御記』(下)、一頁。
- (17) 前掲(6)『統群書類従』本、『看聞御記』(下)、六三三頁。
- (18) 嘉吉の乱勃発は、『看聞御記』、『建内記』ともに嘉吉元年(二四四一)六月二十四日条に記録している。
- (19) 『看聞御記』嘉吉元年(二四四一)五月二十八日条、前掲(6)『統群書類従』本、『看聞御記』(下)、六一八頁。「宮御方、姫宮達、違例之後御湯召初、良葉茂成朝臣持参、殊更給太刀」。
- (20) 三木栄「室町時代の堺の医事―竹田昭慶『文明口決』・季弘大叔『蔗軒日録』・阿佐井野宗瑞『医書大全』について」『和泉志』、一九号、一六頁所収系図、一九五九年。
- (21) 前掲(6)『統群書類従』本、『看聞御記』(下)、五〇六頁。
- (22) 前掲(6)『統群書類従』本、『看聞御記』(下)、五〇〇頁。七日条に「晴、湯治、昌耆、照善参、沐浴之間立針」、八日条に「晴、湯治如例、昌耆、照善参」とみえる。
- (23) 前掲(6)『統群書類従』本、『看聞御記』(下)、四九八頁。
- (24) 前掲(14)『言国卿記』『史料纂集』本(七)、一九六頁―二二〇頁、文龜元年(二五〇一)十一月七日条から連続してみられる山科言国の震え病闘病で、見舞いが届くのは、病がある経過をたどりはじめたと思われる十六日以降である。それ以前の十三日には後柏原天皇から病状をたずねられており、発病当初から医師の診察を受けているので、言国と天皇の個人的関係を差し引いても十三日には諸方に言国発病が伝わっていたとみられる。しかし本格的な見舞いが始まるのは二十五日以降であって、回復の過程で見舞いが行われている。
- (25) 前掲(7)『大日本古記録』本、『建内記』(五)、九七頁。
- (26) 前掲(7)『大日本古記録』本、『建内記』(六)、一四頁。
- (27) 『統群書類従』(七下)、訂正三版七刷、「丹波氏系図」(小森本)、統群書類従完成会、東京、一九八三年、三六四頁。
- (28) 前掲(2) 服部論文、一三一頁―一三五頁。

- (29) 田村睦「室町幕府財政の一断面―文正度大嘗会を中心に―」『日本歴史』、三五三号、一頁―二六頁、一九七七年。
- (30) 前掲(3) 新村論文、三二〇頁―三二二頁。和氣、丹波などの医師は、治療の功勞によつて安易に高い位に叙せられることがあるが、一般の公家とは一線を引かれていたようである。また、そういった高位の医師でなくても、公家社会の日常的な歌や管弦の場に参加する医師が、記録にはしばしばみられる。
- (31) 前掲(6) 『続群書類従』本、『看聞御記』(下)、五三一頁。
- (32) 中原康富『康富記』、『史料大成』本(一)、三四六頁、増補『史料大成』刊行会校訂、臨川書店、一九六五年。
- (33) 前掲(7) 『大日本古記録』本、『建内記』(三)、一七二頁―一七四頁、および、一八九頁。二十四日条に「武衛赤斑瘡良薬乞盛長朝臣「大膳権大夫」、与加減惺惺湯」とみえ、二十五日条に「佐赤斑瘡良薬昨日「加減惺惺湯」盛長朝臣与之、用之処有痢氣、相尋之処可然事也云々、但食政不叶、無力如何、仍今日又送良薬、加減人參湯云々、昨今少減、為悦者也」とみえる。さらに、四月二十五日条紙背、盛長書状に「御薬にて御痢瀉候事先目出存候、赤斑之後御余氣滞臍藏候為候哉(中略)又良薬一囊進上候、是ハ御痢止ニて候、旁々可然候(中略)明日必々以參上可申入由、内々可然様預御披露候、恐々謹言」とある。
- (34) 前掲(7) 『大日本古記録』本、『建内記』(三)、九四頁。四日条に「大膳権大夫盛長朝臣来、依招引也、新少納言媒介也、小冠小患、談薬者也」、五日条に「盛長朝臣送加減人參順氣散・心神脾風虚・腹痛彼是相兼云々、小薬代今朝送了」とみえる。
- (35) 前掲(7) 『大日本古記録』本、『建内記』(三)、一一〇頁。
- (36) 前掲(3) 新村論文、三二九頁。
- (37) 甘露寺親長『親長卿記』、『史料大成』本(一)、二〇二頁、増補『史料大成』刊行会校訂、臨川書店、一九四〇年。「内侍所刀自(八十余)中番、有雜熟所勞、彼一類之外無他人、内侍所御神樂為十九日者不可叶歟、為十三日者猶可存命歟、其分元長可申沙汰、但遣醫師可見其体云々、仍実隆朝臣青侍男(林五郎左衛門)、為医師、仍召遣了(後略)」。
- (38) 前掲(3) 新村論文、三二五頁―三二七頁。

- (39) 前掲(6)『続群書類従』本、『看聞御記』(上)、六五頁。
- (40) 前掲(6)『続群書類従』本、『看聞御記』(上)、七六頁。
- (41) 前掲(7)『大日本古記録』本、『建内記』(三)、一五〇頁。「官女昨今大略本復之分也、季長朝臣枳実湯至昨日服用之効驗也、自昨日主計入道与四物湯云々」。
- (42) 前掲(7)『大日本古記録』本、『建内記』(三)、一三九頁。「弁覚法印(号双嚴院) 入来、依招引也、青侍時富違例、護身所望也、次勸一盞、又明日可来云々、時富去比赤斑瘡、其後痲病又後大瘡成腫、一昨日医師与金露円・木香流気円等、所詮冷氣無養生之謂云々、又有邪気云々」。
- (43) 新村拓『日本中世医療社会史の研究―古代中世の民衆生活と医療』、三七一頁、法政大学出版社、東京、一九八五年。
- (44) 前掲(5) 新村論文、二二頁。
- (45) 前掲(43) 新村論文、三八頁―四〇頁。なお、『時慶卿記』(「ピブリア」四一号所収本による) 天正十五年(二五八七)十一月五日条に「暮ア上ノ材木町安居院へ行」という記事がみられるが、単なる地名に過ぎない可能性もある。
- (46) 三条西実隆『実隆公記』、続群書類従完成会本(五下)、七三七頁、高橋隆三校訂、続群書類従完成会、東京、一九六三年。
- (47) 前掲(7)『大日本古記録』本、『建内記』(三)、一七三頁。「藏人左少弁俊秀喪母、昨夕事也、彼亭被預置室町殿御車、仍家中不穢先、移病人於東隣(青侍宅) 於彼臨終」。
- (48) 前掲(32)『史料大成』本、『康富記』(四)、一九七頁。
- (49) 前掲(6)『続群書類従』本、『看聞御記』(下)、六二五頁。
- (50) 久米幸夫「薬王寺及び西悲田院の所在位置について」『日本医史学雑誌』二五卷四号、一五頁―二〇頁、一九七九年。
- (51) 前掲(6)『続群書類従』本、『看聞御記』(上)、二七五頁。
- (52) 前掲(6)『続群書類従』本、『看聞御記』(上)、三八五頁―三八六頁。
- (53) 前掲(47) 続群書類従完成会本、『実隆公記』(二上)、一六一頁、前掲注(13) 参照。
- (54) 『御湯殿の上日記』(二)、『続群書類従』(補遺三)、訂正第三版第六刷、四九頁、和田正夫校訂、続群書類従完成会、東京、

一九八五年。

(55) 前掲(2) 服部論文、五〇頁、七四頁参照。死去のあとでなくても重態となったときに、医師の判断がはっきりしていなければ周囲の批判にさらされた。『明応凶事記』、『続群書類従』本三三三下、一二二頁、訂正三版六刷、和田正夫校訂、続群書類従完成会、一九八五年。「両医師之言参差之事(中略)竹田法印父子之言上、一向不能是非歟、於如此分者、連々御療治も可令相違之間」参照。

(北里研究所東洋医学総合研究所・医史学研究部)

Patients Observed in Old Diaries of the Muromachi Period (1)

“Kanmon-gyoki” and the Illness of Iriedono

by Isaku MIZUTANI

In this paper, the author clarifies the state of people's lives with regard to disease in the Muromachi Period.

The authentic documents, “Kanmon-gyoki” (看聞御記), the diary of Prince Sadafusa (貞成親王) were mainly used as historical material for this study. In the story of Iriedono (入江殿), a daughter of Prince Sadafusa, and her struggle with the disease, written in this diary, the author has observed as follows :

- 1). How the doctors in charge were dispatched.
- 2). Characteristics of doctors themselves.
- 3). Some very stange customs and manners of the times toward recovery from illness, dying and after death.